

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第六章 主要な労働組合の現状

まず全国主要労働組合の産業別組織状況をみれば第300表のごとくである。次に系統別にみた主要な労働組合の現状は第301表の通りである。以下に、第300表に基づいて、各組合の現状を紹介する。

(凡例)

組合名(略称)

英語名(略称)

所在地、電話、役員(改選月日)、結成年月日、加盟上部機関組織、活動機関紙、綱領、規約など。

A 全国組合連合体

1、日本労働組合総評議会(総評議会・総評)

General Council of Trade Unions of Japan. (J.C.T.U.)

港区三田四国町二ノ六(45)五七九七、六〇二七、六二六九

役員(七・一一)

議長 藤田藤太郎(私鉄総連)

副議長 宮之原貞光(日教組)

諸富義高(炭労)

岡本丑太郎(都市交通)

事務局長 高野 実(全国金属)

結成 一九五〇年七月一二日

組織 三五組合 二八六万

活動

一月一二日 常任幹事会、「総評今後の闘争方針」案および「四単産批判に対する見解」と同声明を発表。

二月一〇日 評議員会、春季闘争目標、態勢について決定。二〇日スト禁止、義務教育職員両法案に反対声明。

三月一四日 「賃金値上、悪法粉碎労働者大会」各地でひらく。

四月一日 経済専門家会議、平和経済政策樹立のための討議。

五月八日 幹事会「総選挙後の闘争方針」決定。

五月一四—一六日 「平和経済国民会議」予備会議。

六月二〇日 「スト禁粉碎、賃上、夏季手当獲得労働者大会」緊急事態宣言。

七月八—一一日 第四回定期大会。

八月一日 全駐労、炭労、全自動単三単産の闘争支援声明。

九月二八—二九日 産業防衛共闘会議全国大会。

一二月一四—一五日 第一回平和経済国民会議。

機関紙 「総評」週刊、「調査時報」月刊。

運動方針(抄)

三、一九五三年度の主要闘争目標

このような内外状況のなかにあつて、日本国民の最大の組織力をもつ日本労働運動の任務はおのずから明らかである。

(1)世界平和と民族独立のために、一切の戦争政策に反対し中立堅持の立場にたつて、平和国民の間の友好と団結を促進し、基本人権を擁護しなければならない。職場における日常活動をつうじて労働者生活の改善につとめ、産業別的統一要求、統一闘争をもって、日本労働階級の根本的利益を拡大しなければならない。

アメリカ独占資本に従属して、戦争経済へ突入し、国民生活と基本人権をじゅうりんしようとする反動ファッショ政権を打倒し、平和国民を主体とする民主主義政府の樹立に協力しなければならない。

特に来るべき一カ年は、まず、闘争の主体を確立すること。即ち大衆闘争をつうじて今日の企業別性格の組織に、厳正な検討を加え、産業別組合への根本的改革を加えること。あらゆる闘争を通じて労農市民との提携を益々強化すること。また、階級政党との共闘をつうじて階級政党の強化をはからなくてはならない。

全国的な賃上げ闘争をひっさげて、首切り合理化政策に先制攻撃をくわえて、職制の圧迫と分裂支配、御用化をハネ返さねばならない。また、平和国民との友好によって、はじめて、戦争経済にかわるに平和経済を建設しうることを、信条ばかりではなく実践をもって示さねばならない。総評を中心とする中央地方のひろい共闘態勢を強化して苦悩しつつある尨大な未組織大衆をひきいれて、日本労働運動の一步前進を確実にしなければならない。

一九五三年度の主要闘争目標はつぎのように要約される。

- 1、賃金値上げのたたかい、資本家的合理化反対。
- 2、組合活動の自由、弾圧法規—ファッショ化反対。
- 3、平和擁護、平和経済の建設。
- 4、労働戦線の統一、国際労働との連繫。
- 5、階級政党、平和勢力の拡大。

6、総評の組織強化。

## 2、全国産業別労働組合連合(新産別・産別連合)

National Federation of Industrial Organizations. (F.I.O.)

港区芝公園六号地 中労委会館 (43)二三八二・一一三二～三

役員(一一・一六)

中央執行委員長 佐藤楽造(全機金)

中央執行副委員長 長沢一未(新化学)

森川正栄(京都地連)

坂本登(全機金)

書記長 落合英一(本部)

結成 一九四九年一月一〇日

組織 四組合一地連 四万〇五〇〇

活動

九月一四—一五日 第一一回中央委員会、「労働運動の当面する諸問題とわれわれの態度」および合理化闘争。

十一月一四—一六日 第五回全国大会、五四年度運動方針決定。

機関紙 「新産別」旬刊、「調査情報」月刊。

## 3、全日本産業別労働組合会議(産別・産別会議)

Congress of Industrial Unions of Japan. (C.I.U.)

港区芝新橋七ノ一 二 (43)三〇〇五

役員(四九・一一・三)

議長 吉田資治(全金属)

結成 一九四六年八月二一日

組織 二組合 一万三〇〇〇

活動

二月二四日 メーカーアピール

## 4、全日本労働組合会議(全労・全労会議)

Japanese Trade Union Congress. (J.T.U.C.)

港区麻布市兵衛町二ノ四 (48)八二八一～五

役員(五四・四・二三)

議長 滝田 実(全織)

副議長 古賀 専(総同盟)

書記長 和田春生(海員)  
結成 一九五四年四月二三日  
組織(結成大会当時)  
加盟組合  
    総同盟 四三七、七〇〇  
    全織同盟 三二〇、〇〇〇  
    海員 八一、〇〇〇  
    全映演 一、九〇〇  
    計 八四〇、六〇〇  
オブザーバー組合  
    東北電労 七、六〇〇  
    東電本店支部 一、二〇〇  
機関紙「全労」旬刊。  
憲章  
(前文)

全日本労働組合会議は自由にして民主的な労働組合の団結によって、労働者を、強権支配、経済的搾取、貧困や生活不安など一切の脅威から、解放するための闘争を強化する目的のもとに、加盟組合相互間の緊密な協力を促進し、目的を同じくする国際労働者組織との提携を図るために存在する。

全日本労働組合会議は、人間の尊厳をすべての人間が尊重することを基調とし、自由と民主主義と社会正義とを、自由にして民主的な労働組合の原則として、ここに確認し宣言する。

#### 自由のために

自由な労働組合は、労働者の権利と自由とを確保するために闘う。人類社会の進歩をめざすこの闘いと、人間的な幸福の追求にとって、言論、思想、集会、結社、団体、行動の自由は、欠くことのできないものである。これを無視し抑圧する独裁専制は、それが何人の手によるものであろうとも、われわれにとって敵である。

さらに、自由のために闘う労働者の自由な組織をまもるためには、政府、資本家、経営者、政党、その他組合外部からの支配干渉を、一切許してはならない。また、それらの支配や影響のもとにある御用組合、その他のかいらい組織を、排除し克服することが必要である。

#### 民主主義のために

民主的な労働組合は、民主主義の原則によって、組織を維持運営するとともに、あくまでも民主主義をまもるために闘う。共産主義であるとファシズムであるとを問わず、すべて全体主義は、民主主義を破壊し、人間の精神的肉体的自由をそこなうものである。われわれは、これらの全体主義勢力ならびにその迎合者と、積極的に闘わなければならない。なおまた、民主主義は、自由の尊重と責任の自覚の上になりたつ。従って、労働者が社会的な責任と労働の義務を軽んじ、自己の権利のみを主張することは、民主主義と相容れぬ態度である。

さらに、労働者のための経済活動を、組織の主たる任務として存立する労働組合が政治的権力闘争に傾き、政党化した行動をすることは、民主主義に背反するのみでなく、労働組合としての機能を減殺するに至り、遂には組織の自壊をも招く自殺的行為として強く排撃されなければならない。

#### 社会正義のために

自由にして民主的な労働組合は、社会全般の利益を維持し拡大するという理念によって闘う。労働者の犠牲による資本の蓄積、私的利潤の追求、独占的な経済力による大衆収奪、一部少数者の利益に奉仕する政治など、資本家経営者、その他反動勢力の社会正義に反する行為に対して、労

働者の利益を擁護し増進するため、あらゆる手段をもって闘うことは、われわれの任務である。しかし、この闘争を進めるに当っては労働者の経済的社会的利害にのみ眼をうばわれることなく、すべての国民の福祉に関心を払い、国民経済力との正しい関連のもとに、諸計画と方針をたて、生産力の向上と産業の発展に資する建設的な行動を伴うことが絶対に必要である。

さらに、社会正義は経済的民主主義と政治的民主主義とが双方相まって、真に生かされるのであるが、資本主義のもとでは、その理想に達することができない。ここにおいてわれわれは、民主的な社会主義社会の実現のために闘わなければならぬ。しかしこの政治的目標の達成、あるいはそこに至る過程で生ずる政治的欲求の実現については、終始民主主義の原則に基き、憲法と法令の秩序を通して、より一層民主的な前進を図りながら、その目的に向うという平和的な手段によらなければならない。

全日本労働組合会議は、以上にかかげられた諸原則を支持するものの組織体としてあらゆる障害を排除しつつ、闘うものである。このような原則のもとに行動する労働組合のみが、真の利益を労働者にもたらし、その発展を約束される。そしてまた、この自由にして民主的な労働組合による国際的団結の力こそ、左右の全体主義、軍国主義、帝国主義、その他すべての反動的な勢力の企てを阻止し世界のあらゆる地域の人民に対し、政治的、社会的、文化的利益を増進し、その生活水準の向上をもたらす、国際正義に基く恒久世界平和への途を開くものである。

## 第一章 目的

第一条 全日本労働組合会議の目的は、左にかかげる事項に関して必要とする一切の活動を行うことにある。

一、自由にして民主的な国内労働組織の強化拡充のため、あらゆる努力を払うとともに、全日本労働組合会議の方針と合致する国外労働団体と積極的に提携し相互協力を促進すること

二、国民全体の経済的、社会的、文化的利益を増進するために実行可能な手段をもって、経済の自立と発展に協力するとともに、産業民主化に対する有効な企画を促進すること。

三、産業の開発に関する計画とその実施、企業経営の合理化、生産、分配に関する方針など経済上の諸決定に対して、労働者の組織が参画するために、適当な対策を促進すること。

四、完全雇用、生活水準の向上、労働の自由の擁護、社会保障制度の確立等について、時宜と実際に適した方針をたて、それを促進すること。

五、労働者の生活物資や住宅など、消費生活面の改善について適切な対策をたてるとともに、災害防止や作業環境の改良に関する措置を促進し、労働生活の総合的向上を図ること。

六、労働者の権利の伸張、福祉、保護および産業における人命の安全を目的とする有効な立法措置、ならびに国際的諸協定を促進し、その改善に努力すること。

七、加盟組合相互に共通する要求や諸問題について、その有効な解決を目的とする共同の方針をたてるとともに、争議その他の活動を成功に導くための援助等について可能とする有効な措置を講ずること。

八、加盟組合の協力を不断に維持するための有効な諸計画をたて、それを促進するとともに、非加盟組合を全日本労働組合会議の活動に参加させるための適当な手段をとること。

九、未組織労働者の組織化について有効な措置を講ずるとともに、未加盟組合の加盟を促し、全日本労働組合会議のもとに最も広汎な労働者の団結を実現すること。

一〇、労働組合組織を産業別に整理統合することについて、関係組合相互間の協調と組織努力のために適当な企画を促進すること。

一一、産業構造上全国組織への糾合が困難な条件のもとにある労働組織のために、地域的結合、組織の強化とその全国的連携について、有効な措置を講ずること。

一、労働組合の諸権利を制限したり、その組織を破壊に導くような反労働者の勢力や全体主義の脅威から、自由な労働組合をまもるために、あらゆる努力をばらうこと。

一三、労働者の経済的社会的政治的利益を維持し増進するために、議会内外における合法的な政治活動を行うとともに、選挙活動に関する適当な企画を促進すること。

一四、労働者の社会的経済的諸条件に影響を与える国内および国際諸機構に対して、参加し、代表を送り、労働者の利益となるように、その活動に協力すること。

一五、全日本労働組合会議の方針と合致し、且つその活動上に利益をもたらすような公私の国内および国際組織との提携を強化拡大すること。

一六、国内国外の労働運動の組織状況や発展状態、労働生活諸条件や労働諸立法、その他経済的・政治的諸事情について調査を行い、資料および情報を加盟組合に提供すること。

一七、労働者の知識や理解力を深めて、民主的労働運動の強化発展に資するとともに、労働者の品性の向上を図るため、教育および宣伝出版の活動をする事。

## 第二章 名称、組織

第二条 全日本労働組合会議は、略称を「全労会議」と呼ぶことにし、英訳名とその略称は、次の通りとする。

Japaneses Trade Union Congress.(abr.J.T.U.C.)

第三条 全労会議は、日本国内で組織されている労働組合をもって組織する。

2、この憲章に賛同し、加盟によって生ずる義務に従うことを承認する全国組合はすべて全労会議の加盟組合となる資格がある。但し、一の企業に属する労働者のみをもって組織する組合、もしくは一小地域にのみ組織をもつ組合についても、その組合の加盟によって、全労会議の組織に支障を生ずるおそれがない場合は、加盟組合となる資格を認める。

3、上位組織もしくは連合組織をもつ単位組合については、その加盟する組織により、その組合の全労会議加盟によって生ずる権利と義務が拘束されない場合に限り、全労会議の加盟組合となる資格を認める。

第四条 全労会議は、国際自由労働組合連盟(International Confederation of Free Trade Unions)に加盟する。

第五条 全労会議は、地方組織として、地方会議をもつ。

2、地方会議は、原則として都道府県単位に組織されるものとする。但し実情に応じて、都道府県の単位を併合し或いは分割して、組織することを妨げられない。

3、地方会議は、その構成内の組織単位として、更に地区会議をもつことができる。

4、地方会議は、全労会議加盟組合の地方組織もしくは支部組織間の協議によって組織されるものとし、全労会議は、加盟組合を通じて調整の申立があった場合、もしくは著しく不合理に組織されていると認めた場合のほかは、その組織の構成に干渉しない。

5、地方会議には、全労会議に加盟していない組合もしくはその支部組織をも、この憲章に賛同することを条件として、加盟させることができる。

第六条 全労会議に協力的な未加盟組合について、必要がある場合は、全労会議の組織に支障を生じない限り、オブザーバー組合として活動に参加させることができる。

2、この憲章に定めるもののほか、オブザーバー組合の取扱いに関する事項は、評議会の定めるところによる(以下略)。

(附)全国民主主義労働運動連絡協議会(民労連)

港区麻布市兵衛町二ノ四

役員(二・一四)

幹事 滝田実、高山恒男、山口正義、宇佐美忠信(全織)、陰山寿、和田春生、中山唯男(海員)、沖田清輝(日放労)、福田武(全映演)、村尾重雄、古賀専、天池清次、重枝琢己(総同盟)、武藤武雄(常炭連)、個人=斎藤鉄郎、戸田芳夫(国鉄)、中山豊吉、柳沢錬造(造船)、古俵種盛(鉄鋼)

常任幹事 和田春生(海員)

結成 一九五三年二月一四日

活動

一月二一日 準備会発足。

二月一四日 設立総会。

五月二七日 第一回全国代表者会議。

八月二〇日 第二回全国代表者会議。  
一〇月二〇日 新組織準備世話人会生る。

一〇月二三日 第三回全国代表者会議。

#### 5、日本労働組合総同盟(総同盟)

Japanese Federation of Trade Unions(J.F.T.U.)

港区三田四国町二ノ六 (45)五七九七

役員(一〇・一〇)

会長 金正米吉(大阪府連)

副会長 村尾重雄(全国化学)

基 政七(造船総連)

宮崎太郎(日鉱)

総主事 古賀 専(造船総連)

結成 一九五一年六月二日

組織 二七万六五〇〇

活動

三月一七日 二中委(一一八日)、当面の活動方針、戦線統一など。

七月二日 三中委(一二九日)、組織活動で総同盟の強化を打出す。

一〇月八日 第八回全国大会(一〇日・大阪)労働戦線の再編成推進と組織強化など。機関紙「労働」旬刊

B 地方連合組織(略)

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---